

総務常任委員会の記録

(建設環境課)

招 集 年 月 日	令和7年9月9日（火）
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	9月11日（木） 午後 1時26分
閉 会	同 上 午後 2時27分
出 席 委 員	山崎 匡、赤松 紀幸、加藤 康幸、山石 恭助、大内義昭、 山田 寛二、芝 勇樹
欠 席 委 員	
付議事件説明 のため出席 した者の職氏名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫、 課長 井上 靖、課長補佐 金谷 健行、 係長 信崎 恵一、係長 森田 知之
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長 森本 秀行、書記 岡崎 智恵子
付 議 事 件	1 認定第1号 令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について 2 認定第7号 令和6年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

山 崎 委 員 長	認定第1号「令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、建設環境課所管分の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
井 上 課 長	認定第1号 令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について、建設環境課所管分を「主要施策の成果説明書」並びに「一般会計決算書」に基づき説明いたします。 最初に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費について説明いたします。「成果説明書」の62ページをご覧ください。「決算書」は39ページとなっています。 環境衛生費は、41,832,068円の決算となっております。 内容は、職員の人件費のほか、環境保全推進員の報酬、花いっぱい運動の花苗の購入費や主要河川の水質検査、狂犬病予防注射、小型合併処理浄化槽や新エネルギー機器等設置事業などの費用です。 花と緑のまちづくり事業では、町内4地区と協働し、休耕田や緑地帯を活用した花苗の植栽や24のボランティアグループの活動による環境美化を切り口とした地域の活性化に努めております。 河川の水質検査については、項目によって基準値を上回っているものもありますが、大部分は病原性がなく、人体には影響がない範囲とされており、引き続き、合併処理浄化槽の普及や環境微生物えひめA I-1の活用による生活排水対策に努めてまいります。 また、流域の関係機関と連携し、水質浄化への取り組みも引き続き取り組んでまいります。水質検査の結果は、お目通しをお願いします。「成果説明書」63ページをご覧ください。 小型合併処理浄化槽設置整備事業では、新設、転換あわせて7基の設置申請があり、3,860,000円の補助金を交付しています。新エネルギー機器では、住宅用太陽光発電システム5件、家庭用蓄電池4件に1,160,000円の補助金を交付しています。 不法投棄防止活動では、町内3箇所に監視カメラ設置する対策のほか、職員と環境保全推進員による定期的なパトロールや回収実施

により不法投棄の数は、減少傾向にあります。山間部や交通量の少ない道路へのポイ捨てもあることから、引き続き、パトロールの強化や啓発活動など、継続的な対策に努めたいと考えております。

次に、４款衛生費、２項清掃費、１目塵芥処理費の決算について説明いたします。「成果説明書」は、６４ページをご覧ください。「決算書」は４０ページとなっています。

塵芥処理費は、３７，２７６，６７５円の決算となっております。

令和６年度の廃棄物収集量は９３９．６３ｔを収集、その内、資源ごみは１２６．４８ｔで、再資源化率は１３．４６％となっております。廃棄物の処理については、分別収集の徹底や食品ロス削減に関する啓発活動のほか、プラスチック製品等の再資源化については、新たな分別、収集処理の方法について、広域事務組合構成市町での協議を進めております。来る、令和８年４月から、町内３か所から４か所の収集拠点を設置し、プラスチック製品の回収をスタートさせることを準備しています。このような施策のもと、引き続き３Ｒの推進による廃棄物の減量化に努めたいと考えております。

排出量の内訳につきましては、成果説明書に記載しておりますので、お目通し願います。

委託料では、各家庭から排出された粗大ごみ、小型家電等の収集運搬処理委託料として、７４７，４３９円を支出しております。

備品購入費では、リサイクル用車両の購入費として、３，０８０，０００円を支出しております。

その他、決算の内訳につきましては、ごみ収集業務に係る処理に必要な手数料、施設や車両の維持管理費が主なものでございます。

詳細につきましては、お目通し願います。

以上で、塵芥処理費の歳出決算についての説明を終わります。

この４款衛生費の歳入決算については、手数料、国・県補助金による財源確保に努め、詳細は、決算書の１０ページから１４ページの１３款、２項、３目に衛生手数料、１４款、２項、３目衛生費国庫

補助金、１５款、２項、３目衛生費県補助金に記載しています。

次に、歳出８款 土木費について説明いたします。「成果説明書」の８７ページをご覧ください。「決算書」は４８ページからとなっています。

８款、１項、１目土木総務費について説明いたします。

土木総務費は、９，９３９，３５３円の決算で、内容は、職員の人件費、各種協議会等の経費が主なものでございます。

次に、２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費は、１７８，２００円の決算で、道路事業にかかる協議会会費等でございます。

次に、２目道路維持費は、５５，０４９，１７３円の決算となっております。主な内訳としましては、職員の人件費、町道維持にかかる工事用原材料費のほか、各部落からの事業要望箇所等の整備費であります。各部落からは、生活の利便性、施設の機能向上を目的とした事業要望が多く寄せられており、各所調整を図りながら、環境整備に努めております。直営事業の主な実績については、「１ 事業実績」に記載のとおりでありますので、お目通し願います。

「成果説明書」の８８ページをご覧ください。

道路等の維持管理事業として、工事請負費では、施設の整備や要望箇所など９件分の整備費として、１１，９８３，０００円を支出しております。

次に、３目道路新設改良費について説明いたします。「成果説明書」の８９ページをご覧ください。道路新設改良費は、１１２，９０４，５５１円の歳出決算となっております。

道路整備に関する予算は国の交付金を活用し、道路交通網の整備、施設の長寿命化対策に努めております。主な内訳として、委託料では、道路整備にかかる測量設計のほか、道路法に基づき点検調査や、修繕を実施している橋梁の修繕設計委託料など、３２，２５９，２０１円を支出しております。工事請負費では、町道整備のほか、橋梁、舗装の修繕等６５，２４６，９０９円を支出しております。

	「成果説明書」 90 ページをご覧ください。負担金、補助及び交付金については、愛媛県が整備を進めております、県道2路線3工区に係る事業費負担金5,967,194円を支出しております。 道路整備にかかる事業の内訳につきましては、成果説明書に記載しておりますのでお目通し願います。 続いて、3項河川費、1目河川総務費について説明いたします。 「成果説明書」の91 ページをご覧ください。「決算書」は50 ページとなっています。 1目河川総務費は、27,178円の決算で、内訳は、消耗品費や災害対応書籍購入、協議会の会費などです。 続いて、2目砂防事業費は、103,621,284円の決算となっております。令和6年度は、7箇所のがけ等の防災対策事業が採択されており、委託料では、測量設計費、2,240,000円、工事請負費は、繰越事業を含め8箇所分、100,652,000円を支出しております。負担金、補助及び交付金では、愛媛県が整備を計画しております、蔵生谷口地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る事業費負担金72万円を支出しております。砂防事業の概要につきましては、成果説明書に記載しておりますのでお目通し願います。なお、令和6年度末のがけ地危険箇所の着手率は、約64%となっております。近年の気候変動の影響により、全国各地において災害が頻発、激甚化していることから、災害対策の事業を推進し、住民が安全、安心に暮らせる地域づくりに努めたいと考えております。 次に、4項住宅費、1目住宅管理費について、説明いたします。 「成果説明書」は、92 ページをご覧ください。「決算書」は50 ページからとなっています。 住宅管理費は、25,172,130円の決算となっております。 主な内訳としましては、職員の人件費、住宅の維持管理に係る費用であります。 主な支出の内訳は、修繕料に、5,389,077円、町営住宅解
--	--

	体工事をはじめとする工事請負費に、４，３０４，４４０円、その他、浄化槽検査や清掃手数料、使用料及び賃借料、公有財産購入費などを支出しています。負担金補助及び交付金では老朽危険空家の除却事業に１件申請があり、補助金８０万円を支出しております。 詳細な内容につきましては、「成果説明書」に記載しておりますのでお目通し願います。以上、８款土木費の歳出決算の説明を終わります。 続いて、土木費の歳入決算は、手数料、国・県補助金の獲得、補助の裏財源に優良起債の発行に努めています。 詳細につきましては、決算書１０ページに土木使用料のうちの住宅管理使用料を、決算書１２ページに土木費国庫補助金、決算書１５ページ土木費県補助金、決算書の１９ページには過疎対策事業債、辺地対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債、補助災害復旧事業債について記載しています。なお、「成果説明書」の７～９ページに町債の詳細を記載しておりますので、お目通し願います。 続きまして、「成果説明書」は、１１７ページをご覧ください。 １１款、２項、１目道路橋梁災害復旧費については、町道１か所の災害復旧事業に係る測量設計委託料、工事請負費、物件移転補償料に３，４４３，２２８円支出しています。この道路橋梁災害復旧費の歳入決算については、災害復旧費国庫負担金として、２，０６７，０００円の補助を受けております。 以上で認定第１号令和６年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について、建設環境課所管分の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
山 崎 委 員 長	担当課長の説明が終わりました。
赤 松 委 員	委員からの質問を許します。 まず成果表６３ページの飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金、３８万５，６００円の決算でございますが、この補助制度は、６年度に新しくスタートした補助金でございます、飼い主のいな

井 上 課 長	い猫を今後増やさないということで、スタートをしたわけでございますが、決算状況を見てみますと、雄猫が予算１５匹に対して実績が７匹、それから雌猫が１２匹の予定に１５匹の実績ということになっておりますが、これ初めて６年度初めてのスタートということで、１年間実施してみて、どのように評価をされておるか、またどのように今後、計画を進めていくお考えか、そこら辺、お聞きしたいと思います。 それから２点目が成果８７ページ。道路維持費でございますが、直営班事業の事業実施の中で、道路の一の又線、ここが３区分に分かれまして、道路改良関係の事業が実施されております。ここが１番ボリューム的には１番多いんではないかと思われませんが、その内容等についてももう少し補足説明を願いたいと思います。それからその項目の中で除草事業、これが４８路線で、全部で１０３日となっておりますが、昨年は５０路線ありましたが、７７日ということで、今回作業日数が増えておるようでございます。どうも除草事業は年々増える傾向にあるんではないかと思うんですが、その内容や今後の対応等についてお聞かせ願いたいと思います。 以上３点お願いいたします。 まず１点目猫の去勢、そして避妊手術の補助なんです。予算編成時には雄１５匹、雌１２匹のところ、実際には雄が７匹、雌が１５匹であったというところの御質問に対してなんですが、これは、住民の方が一時捕獲して、病院に連れて行って去勢、避妊手術するんですが、雄の場合、予算で１万円を上限に考えていたところ、どうやら１万円では、連れて行く本人さんの費用の足しが要るんじゃないかなということ、今のところ推察をしております。上限１万円なので、今年度７匹連れて行かれたところです。雌の場合は２万５，０００円の補助の上限のなかで収まっているというところなんです。そういうことで１５匹を連れて行かれたということ、推測をしております。そのあと桜耳っていう耳のカット、右左入れた
---------	--

りした後、最終的にはまた、そのまま飼育をするのか、ペットとして飼うのか、それともまた野良猫になってしまうのか、今のところまだ追跡はしておりません。その辺りですね追跡も含めて、またあと雄の去勢費用が適切なのかどうかというのを、今後、検討しまして、この制度、施策がしっかりと継続し、町内の環境が向上するっていうところを目指していきたいと考えております。2番目の道路維持管理費この事業の内容で、一の又線について3か所といたしますか、3つの工事をやっておりますが、まず1番目は、一の又線の路側改良工事で、これは一の又線だと、山の斜面、この道と山の際の部分についてですね、しっかりと清掃というか、道路と境をはっきりさせたり、そういった工事をしながら、路肩を補強していったりとかですね、あと、あるいは道の幅をしっかりと確保していくってような工事をしているところです。2番目の一の又線の舗装補修工事は、ひびが入ったところの補修であるとか、穴が空いている場所、そういったところの補修、舗装をしているという工事になります。3番目にはこの一の又線の残土搬出作業なんですけど、これは文字どおり、路肩の工事をしたときとかに一時、残土を仮置きをします。それを場外の処分する場所へしっかりと処分していくと、搬出の工事になります。この3つが分類で分けると3か所になるんですが、場所としては1路線で対応しているところでございます。最後に除草事業、同じページにあるんですが、こちらなんですけど、町道もさることながら、国道県道、たくさん路線延長がございまして、松野町の場合まだまだ改良していかなければならない場所も控えてはおりますが、今後、大きな方針としましては、今あるインフラをしっかりと維持をしていく。そして長寿命化をしていくっていうところに重きを置いているところでございます。その中の一つはやはり除草作業になります。住民からの要望があった際それに対応していくわけなんですけど、主に時期としては、6月から8月そして10月から年2回に分けて、草が生え茂る時期をしっかりと

赤 松 委 員	除草しているところです。やはり地域の環境や景観を上げていかなければ、松野町が目指す美しい景観、そしてそれを求めている観光客や、住民の皆さまの快適な生活、そういったものにつが繋がらないというところで、令和5年度よりは日数も増えているところでございます。あわせて気になっております国県の道につきましても、しっかりと町からの要望事項というところで、特に県境の草刈りがお盆を過ぎてもできてなかったとか、そういったところはですね、今後しっかりと要望していく、そうしながら、国県、そして町が役割を分担しながら除草作業を進めていく、景観を向上させていくところを目指してまいりたいと考えております。 1点目の手術の補助金でございますが6年度1年間実施してみた結果での今課長の答弁やったと思うんですが、雄猫の場合は、1匹当たり1万円、それから雌の場合は2万5,000円ということでの想定でございます。今のお話を聞いておりましたら、経費の面で少し実施に当たっての問題点があるかと思います。もし雌の場合やったら2万5,000円の範囲内で実施できる、雄場合でしたら1万円で足が出るというような、ことでしたら、これ、少しでも野良猫をなくすというのが基本でございますので、スタートを切ってそういうような問題点があるのであれば、この6年度の基本も、予算の範囲でというのが頭についております。ということで予算の範囲の中で、雄と雌との頭数を少し分けてみるとか、そのようないろいろ変更いうか実態のあったように、考えを改善をするのも一つの方法かと思います。そこら辺、内部でよく検討していただいて、要は猫をなるべく少なくすることでの取組をしていただいたらありがたいと思います。それから2点目の直営班の事業の中で除草関係の説明があったわけでございますが、今年度の場合は、路線数は48路線、そして去年は50路線ということで、ある程度除草をするか所といいましょうか、そこはもう大体地元からの要望もあるかもしれませんが基本は、やはりもうこことここは直営
----------------	--

井 上 課 長	班で毎年実施をするというような、そういう基本の考え方で推進を されておるといように理解してよろしいのでしょうか。そこら辺 ちょっと補足をお願いしたいと思います。 要望があったときには、そこは当然やっていますが、やはり要 望も出る場所は、毎年大体、一緒な場所が多い状況になります。
山 田 委 員	赤松委員さんとダブるところもあるんですけど、まず猫の去勢の補 助なんですけど、私認識がちょっと間違っと思ったというか、後から 変わったんかも分からないんですけど、以前、問合せで、去勢でき るのは、飼い猫に限るというふうに、聞いとったような気がするん ですけど。ちょっとそこは認識があれやったんですけど、周辺にお る猫でそういうのいうたら野良猫ですかね、それを捕まえてきて、 することができるということですかねこれは、それまた後でまだあ ります。それちょっと教えてもらったらと思います。それと62ペ ージの、花と緑のまちづくり事業の件なんですけど、私も、あるボ ランティアに入ってまして花植えたりしよるんですけど、これ予算 と実績、言うたらあれなんですけど、今回実績が81万680円で すかね、花苗については、もともと予算があって、実績はこれです ということになっているのか、要望があれば、ある程度プラスで分 けていただけるのか、そこら辺もちょっと、それで今年の例えば計 画がどれぐらいなのかというのがもしあったらまた後から教えてもら ったらと思います。それと除草作業の件、県道というか国道の除草 作業なんですけど、最近、鬼北町のほうたくさんやってもらってま して。きれいになりよるんですけど、草が生えるところですよね、除 草した後を見ると、やっぱ泥というか、それがたまっているので、 毎年、多分、基本的に生えてくるのやと思うんですが、その除草の ときに除草とか、草刈るときに、泥ですよね、そこにたまってる。 それなかなか除くのは難しいとは思いますがそれを少しずつ、 できるところからやっていて、ちょっと草が生えてこないようにする 方法がないのかなあと思いましたので、そこら辺がどのように、も

井 上 課 長	しされる予定があるのか、そういうことをしていかなければというふうに今聞いて思われるのか、そこら辺教えていただいたらという ます。 まず1点目の、猫の去勢と避妊の助成制度なんです、こちらにつきましては、飼い主のいない猫が対象です。続いて2番目花と緑の事業で花の苗の購入なんです、こちらのほうは、いろいろな団体とあらかじめ、ある程度のニーズを調査したうえで、金額と本数を決めて予算化をしております。そして予算化したとおりに配らせていただいております。したがって、また来年の予算編成時期については、前もってまたいろいろな団体に照会をかけさせていただくということで、年間の予算を決めていくってことで進めたいと考えております。3番目に除草の作業なんです、こちらにつきまして、私たち建設環境課の直営班が、すごい暑い中ですね、今年からは熱中症対策で扇風機のついた服を構えながら作業をしているところですが、除草の際には、草を刈るだけではなく、当然土の除去、清掃活動もあわせてやっております。町道について、お気づき頂ければうれしいんですが、比較的というか、ほかの道よりきれいじゃないかなと自負をしております。それは直営班の皆さん、非常に熱心にやっていただいた結果というところが今の状況になつてんじゃないかなと思います。国、県の除草につきましては県のほうが発注してるとしますので、そちらのほうでまた気をつけてやっていただけるんじゃないかなと思っております。
山 田 委 員	猫の件は今思い出しまして、そっちの言われるとおりでしたんで、ちょっと勘違いしておりましたんで家庭で飼っている猫たくさん飼っている人が、そういうことでちょっと申出があったように今思い出したんですけど、それはやっぱあくまでも飼い猫は対象外ということで、理解しとったらいいいんですよね。ちょっとそこを勘違いしております。すいません。そこを訂正します。それと除草作業の件なんです、たまたま鬼北町の峠から下を今されてまして、草

	はきれいに刈られとるんですけど、やっぱ横を見てみると、やっぱ泥が残ってるんで、そのあとのけられるかどうか分からないんですけど、だけど松野町も、そうかなというふうにそれも勘違いしとるのかも分かりませんが、今井上課長言われたように、草を刈った後に、そののとも、泥の除去もされとるということなんで、その点は、松野町はすごいなというふうに今感心しましたけど、鬼北町はどうも刈っただけのような感じがしたんで、私が見た範囲ですよ、道路の縁石等道路のところですよ、あそこはまだずっと残ったような気がしたんで、そのの違いがどこひよっとしたらあるのかなあ、松野町もそういう感じなのかなと思ったんでちょっと質問したんですけど、そのようにされとるんやったら、全然納得しましたんで、また引き続きお願いしたいと思います。
山 石 委 員	私は時々歩道の掃除をするんですけどね、歩道の上にたれさがっている枝があって、それがかなり下まで下がってる部分があるし、また、それがあって落ち葉もそうとう増えるんですが、それは地権者とか高さとかいろいろあるのやろうけど、制限も、その辺が何とかしてもらったら、この作業もちょっと楽になるかなと思うんですが、その辺どうなるんでしょうか。
井 上 課 長	ただいまの質問なんですけど道路上の支障木というか、支障物についてなんですけど、これはまず、まずもって土地所有者のこれは管理責任になります。剪定なり伐採なりをしていくことが基本もしくはこちらからお願いしていくことになります。これが道路上だと4.5メートルより下に下がっている場合、これ、道路構造令があるんですが、また歩道だと2.5メートルという高さの制限があるんですけど、そこを超えた場合は、特に地権者の方をお願いをして切ってください、ということが基本になっております。ただ、それが人に当たったり車に当たったりして危害を及ぼしたり不利益をこうむったり、けがが発生する、そういった緊急のときには、道路管理者が執行するということとはできるんですが、現在、事業執行していく

	際には、切っていただくようお願いをしていくというところが現状であります。昨年も年1回広報に掲載したりして、支障木に対する処理の周知はさせていただいているところです。ただ、これが周知をすることが目的になったらいけませんので、周知をしてしっかりとそれを実行していただけるというところが目的というところをしっかりと自覚しながら、継続してお願いをしていき、道路環境をよくしていきたいと考えております。
山 石 委 員	自転車を通るときに顔に当たるとかいう話が結構あるんで、かなり垂れ下がっているところがあると思うんですが当然、地権者のあれになってくると思うんですけどもうちょっと周知を徹底して、するか何かこう方法はなかろうかと思うんですが、その点またあればよろしくお願ひしたいと思います。
芝 委 員	63ページの不法投棄防止活動なんですけど、ここに(1)で監視カメラ、目黒トンネル移設と書いてあるんですけど、これは以前のやつをどこかに移動したということですかね。
井 上 課 長	現在、奥野川杖峠に移設をして、国木谷には、今ない状況です。国木谷から奥野川に移動しております。
芝 委 員	富岡側のトンネルの手前の広場にあったやつですか。
井 上 課 長	そのとおりです。
芝 委 員	昨年12月に目黒地元の有志で、トンネルの目黒側と富岡側のごみ拾いをしたところ、可燃ごみ、大の袋12袋、ごみがありまして、毎年1回ぐらいはごみ拾いのほうは行っているんですけど、何か、年々ごみが増えているような状態で、ちょっと拝見したところ家庭で飲まれたビールの空き缶を袋に入れて、いっぱいになったらもうそのまま道路沿いに捨てとるような状態でしたので、ちょっと監視カメラ等を設置可能であれば、短期でも構いませんので2か所ほど設置していただければ、少しでも不法投棄が減るんで、減るんじゃないのかと思うんですけど。
井 上 課 長	芝委員さんの御指摘頂いた、特に富岡からトンネルまでは、部落

	要望のときにもですね、富岡部落からお聞きをしました。同時に目黒部落からもお聞きしました。こういった状況を踏まえまして、再度、地元の環境推進委員さんとも協議をしながら、対策を講じていきたいと考えています。対策を講じる、こういった方法が考えられるかという、一つは対処的に落ちたものを拾う。当然拾ってきれいにしていく。きれいな所には捨てにくいような環境をつくっていくことが一つ。もう一つは、少しネガティブな要素もあるんですけど、やっぱり監視カメラの設置をしていくことを再度、考えていきたいと思います。今、監視カメラ3台持ってるんですが、緊急性が高いというか、改善したいところに、今設置しているのですが、そのカメラとはまた別のカメラを探しまして設置し、カメラを設置してますよっていう予防的な要素も踏まえた対策ということで、改善に向けて行動に移したいと思っております。
芝 委 員	ぜひとも早急に対応していただくように、よろしくお願いいたします。
山 崎 委 員 長	そのほか質問はありませんか。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
山 崎 委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、認定第1号「令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、建設環境課所管分は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第7号「令和6年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
井 上 課 長	認定第7号、令和6年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、「主要施策の成果説明書」並びに「簡易水道事

業会計決算書」に基づき説明します。

「成果説明書」の 131 ページあわせて、松野町簡易水道事業決算書にて説明いたします。

松野町の簡易水道事業は、水道利用者の皆様から頂いた水道料金で事業を行う独立採算制で経営を行っており、会計も一般会計から独立した簡易水道事業会計とし、地方公営企業法に基づき、「収益的収支」と「資本的収支」に分けて、経理をしています。

左側の「収益的収支」では、日々の事業を運営する取引のことで、収入には水道料金などが、支出には人件費や電気代、修繕費などがあります。この中には、会計に計上されてはいますが、実際にはお金の動きが発生していない、減価償却費や長期前受金戻入なども含まれています。

次に右側の「資本的収支」については、簡易水道施設の整備や更新など長く使うものの取引のことで、収入には企業債や国・県の補助金などが支出には建設改良する工事費や企業債償還金などがあります。ポイントとしては、「収益的収支」で得た利益を留保資金として、簡易水道施設の整備を「資本的収支」を通して実施するという構造となっております。

また、簡易水道事業会計では民間企業のように複式簿記を使って記帳を行います。決算書の中にあります損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書などの財務諸表で、経営成績と財務状況を見ています。後ほど、数値等を説明いたします。

次に、簡易水道の事業概況についてご説明いたします。決算書は、13 ページをご覧ください。

はじめに業務量についてですが、令和6年度の給水人口は3,464人、実績年間配水量は705,736 m³で、そのうち実績年間有収水量は519,410 m³、有収率が73.6%となっています。

それぞれの令和5年度との比較については、下段の表のとおりで、水道使用量は上げ基調となっています。

次に収益的収支と資本的収支について説明いたします。決算書は、1 ページをご覧ください。

なお、いま画面に映っている絵は、これからご説明いたします決算書の数値をグラフ化しお金の流れを図示したものになります。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額 1 0 7, 6 7 5, 6 7 5 円であります。内訳につきましては、第 1 項営業収益は、9 4, 0 6 1, 6 2 0 円で、主に水道使用料金です。第 2 項営業外収益は、1 3, 6 1 4, 0 5 5 円で、内訳は、簡易水道事業債、及び企業会計適用債の償還利子分として、一般会計より補助金を計上したほか、預金利息等です。長期前受金戻入は、減価償却に伴います国、県補助金、工事負担金を計上したものです。

次に、支出につきましては、決算総額で、8 3, 3 7 2, 9 9 5 円であります。

第 1 項営業費用は、7 3, 9 4 1, 9 9 6 円です。なお詳細については、1 8 ～ 2 0 ページの収益費明細書にも税抜き金額で掲載しております。原水及び浄水費では、水道管理に必要な薬品等の購入費

総経費では、職員の給料、光熱水費、委託料、システムなどの使用料のほか減価償却費を決算計上しています。第 2 項営業外費用は、9, 4 3 0, 9 9 9 円で、簡易水道事業債及び企業会計適用債に要する利息のほか消費税及び地方消費税であります。

次に、決算書 2 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の、収入につきましては、決算額の総額が、1 3, 4 2 5, 3 4 9 円で、第 2 項他会計出資金として、簡易水道事業債及び企業会計適用債の償還元金分に対して、一般会計からの出資金となっています。

支出につきましては、総額 2 6, 9 0 4, 3 6 1 円となっており、第 1 項建設改良費は、1, 8 7 7, 9 0 0 円で、豊岡前浄水場の予備水源確保に関する費用が主なものであります。第 2 項企業債償還金は、2 5, 0 2 6, 4 6 1 円で簡易水道事業債、企業会計適用債の償

還元金分です。資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、13,479,012円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169,000円と、簡易水道特別会計からの引継金、いわゆる留保資金にて13,310,012円を補填いたしました。

次に決算書3ページの損益計算書についてですが、右端の差引合計額で説明いたします。営業利益については、13,863,081円、営業外収益については10,146,539円で、経常利益は、24,009,620円です。そこに、前年度繰越利益剰余金、3,675,827円を加え、当年度未処分利益剰余金27,685,447円を計上しております。

決算書4ページをご覧ください。

次に、剰余金計算書について、説明いたします。令和6年度末の資本金残高は、374,512,430円となっております。利益剰余金の、未処分利益剰余金は、27,685,447円で、資本合計としまして、当年度末残高は、412,199,833円となります。

次に決算書5ページの剰余金処分計算書（案）について説明いたします。

剰余金の処分については、27,685,447円の未処分利益剰余金を計上しましたので、建設改良積立金に20,000,000円を積み立てし、処分後残高7,685,447円は、翌年度の利益剰余金に繰り越したいと、処分案を上程するものです。

次に、決算書6～8ページの貸借対照表について説明いたします。

資産の部については、固定資産の有形固定資産は、土地・建物・構築物などの区分ごとに、資産の年度末現在高、減価償却累計額、償却未済高を示したもので、年度末の固定資産合計額は、右端の565,748,030円となっております。流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品で流動資産合計は、191,076,552円となり、これらを合わせました資産合計は、756,824,5

山 崎 委 員 長	８２円となっております。 決算書７ページをご覧ください。 負債の部について説明いたします。 固定負債は、企業債の合計額が、９２，４３１，６３６円であります。流動負債は、企業債、未払金、引当金などの合計で、２９，５８２，４５３円です。繰延収益については、長期前受金と長期前受金収益化累計額で、合計額が、２２２，６１０，６６０円です。固定負債と流動負債及び繰延収益を合わせました負債合計は３４４，６２４，７４９円となっています。 次に、資本の部について説明いたします。決算書８ページをご覧ください。 資本金につきましては、資産から負債を差し引いた自己資本金が、３７４，５１２，４３０円であります。剰余金につきましては、資本剰余金、建設改良積立金及び令和６年度利益剰余金の剰余金合計が、３７，６８７，４０３円であり、資本金と剰余金を合わせました資本合計は、４１２，１９９，８３３円で負債資本の合計額は、７５６，８２４，５８２円となっております。 次に、決算書１１ページ以降につきましては、これまで説明いたしました事業報告書と決算付属書類として、費用明細書等及び事業報告書を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。 以上で認定第７号令和６年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について説明を終わります。 よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。 担当課長の説明が終わりました。 委員からの質問を許します。 質問はありませんか。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第７号について、原案のとおり
------------------	---

山崎委員長

異議なしと認めます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

松野町議会総務常任委員会委員長 山崎 匡